

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

## 第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 特定都市道路内に建築することができる建築物として特定行政庁が認める建築物に関する基準は、主要構造部が耐火構造であること等とすること。  
(第七条関係)

二 特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為は、道路一体建物の建築又は道路を管理することとなる者が行う建築物の建築であつて、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする事。  
(第八条関係)

三 道路の占用の許可基準の特例の対象となる都市の再生に貢献し、道路の通行者等の利便の増進に資する施設等は、次に掲げるものとする事。  
(第十四条関係)

- 1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者等の利便の増進に資するもの
- 3 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

四 道路の占用の許可基準の特例の適用に当たつて満たすべき安全かつ円滑な交通を確保するための基準

は、三に掲げる施設等については、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること等とすること。  
(第十八条関係)

五 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件は、株式会社にあつては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社にあつてはその社員のうちに市町村があることとする事。  
(第二十条関係)

六 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第二 道路法施行令の一部改正

一 道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として一定の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者等の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）並びに特定都市道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（以下「特定都市道路の上空に設ける事務所等」という。）及び自動車駐車場を追加すること。（第七条関係）

二 食事施設等の占用の場所に関する基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれに

も適合する場所であること等とすること。

(第十一条の七関係)

1 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

2 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに歩行者等が通行することができ部分の一方の側の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること。

三 食事施設等の構造に関する基準は、必要最小限の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであることとする事。 (第十二条関係)

四 食事施設等及び特定都市道路の上空に設ける事務所等についての一般国道の指定区間内における占用料を定めるものとする事。 (第十九条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする事。 (第十九条関係)

### 第三 道路整備特別措置法施行令の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が道路占用の許可等に係る道路管理者の権限を代行する場合において、当該許可等につき道路管理者の承認等が必要な占用として、特定都市道路の上空に設け

る事務所等を追加すること。

(第一条関係)

#### 第四 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとする。

#### 第五 附則

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日から施行するものとする。